幼児教育・保育の無償化の概要等について

1 趣旨

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用を無償化することとされ、子ども・子育て支援法の改正や関連する法令等が改正されたところである。これらに基づき、本区においても、幼児教育・保育の無償化(以下「無償化」という。)を実施するものとする。

2 概要等

- (1)無償化の対象となる子ども 次のいずれかに該当する子ども
 - ア 3歳から5歳まで
 - イ 住民税非課税世帯の0歳から2歳まで
 - ※ 上記の年齢はクラス年齢である。ただし、幼稚園の場合のみ、上記アは満3歳から対象となる。
 - ※ 墨田区内在住であれば、墨田区外の対象施設・事業を利用している場合も無償化の対象と なる。
- (2) 無償化の対象となる施設・事業及び施設・事業ごとの無償化の内容

無負化の対象となる旭畝・尹耒及の旭畝・尹耒ことの無負化の内谷	
施設・事業	無償化の内容
特定教育・保育施設	
(幼稚園 (新制度)、保育所、認定こども園)	41 田 41 年 25
特定地域型保育事業	利用料無償
(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)	
幼稚園 (未移行)	月額2.57万円を上限に無償
幼稚園預かり保育	【3~5歳】
(幼稚園に在籍していて、通常の教育標準時間を超	月額1.13万円を上限に無償
えて児童を預かる部分)	* 2歳の非課税世帯においては、
ACCUE E DAY	月額1.63万円を上限に無償
認可外保育施設	【 0 ~ 2 歳】
一時預かり事業	月額4.2万円を上限に無償
病児保育事業	【3~5歳】
ファミリー・サポート・センター事業	月額3.7万円を上限に無償

- ※1 就学前の障害児の発達支援等は利用者負担額が無償(幼稚園、保育所、認定こども園等と、これらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象)
- ※2 国立大学附属幼稚園は 0.87 万円、国立特別支援学校幼稚部は 0.04 万円を上限に無償
- ※3 企業主導型保育事業は国の要綱等で規定する標準的な利用料を上限に無償
- ※4 無償化の実施に伴い、保護者等に新たな負担が生じないよう、現行の補助制度(幼稚園 (未移行)の保護者補助金等)については、所要の調整を行う。

(3) 施設・事業ごとの無償化の流れ

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

無償化対象者の利用手続に変更はない。利用料が「0円」となるため、保育料の支払いは 発生しない。ただし、延長保育は無償化の対象とならないため、引続き利用料を要する。

イ 上記以外の施設・事業

(ア) 無償化対象施設・事業の確認

施設・事業を無償化の対象とするためには、当該施設・事業を運営する事業者が区に確認申請を行い、子ども・子育て支援法に基づき、施設・事業が法令等に定める基準を満たしていることを区が確認し、公示をする必要がある。

なお、認可外保育施設の確認に当たっては、当該施設が児童福祉法に基づく届出がなされており、また、原則指導監督基準を満たしていることが必要であるが、無償化開始後5年間の経過措置期間においては、児童福祉法に基づく届出がなされていることで足りることとされた。

(イ) 新認定

無償化対象者は、国が定める新しい認定(以下「新認定」という。)の申請を区に行い、 新認定を受ける必要がある。

(ウ) 施設・事業の利用

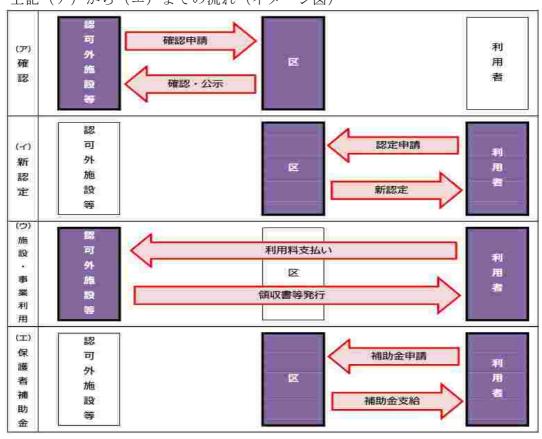
新認定を受けた無償化対象者は、上記(ア)の確認を受けた施設・事業と契約の上、利用し、利用料を支払う。

利用料を受領した施設・事業を運営する事業者は、領収書等を発行する。

(エ) 施設・事業の利用料相当分の保護者補助金の支給

無償化対象施設・事業を利用した無償化対象者は、領収書等を添付して、区に施設・事業の利用料相当分の保護者補助金の支給申請を行う。区は、施設・事業ごとの上限額の範囲内で、保護者等に補助金を支給する。

(オ) 上記(ア) から(エ) までの流れ(イメージ図)



(4) その他

ア 副食費の実費徴収について

無償化の実施に伴い、保護者等に新たな負担が生じないよう、以下のとおり取り扱う。

- (ア) 保育所については、現行どおり保護者等から実費徴収しない。
- (イ) 幼稚園については、現行どおり施設による実費徴収を行うが、低所得者等に対する国の 軽減措置制度を実施するため、所要の調整を行う。

イ 周知方法

(ア) 区民への周知

7月中旬以降、区民向けに周知を開始する予定である。

申請様式等の制度詳細を決定次第、順次周知内容を拡充させていく予定である。

なお、既に施設に入所している園児については、在園施設を通じての周知も併せて行う 予定である。

(イ) 事業者等への周知

関係施設にパンフレット等を送付し、周知を行うことに併せて、説明会等も開催する予定である。

- 3 無償化による影響(令和元年度ベースでの1年間の想定)
- (1) 対象者数

合計約7,000名

(2) 区負担額

約180,000千円

- 4 改正予定の条例
 - 6月議会において、所要の条例改正案を提出する。
- (1) 墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例
- (2) 墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (3) 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例
- (4) 墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例
- 5 今後のスケジュール (予定)

令和元年7月	区民向け周知を開始
令和元年8月	事業者向け周知を開始
	認可外保育施設等の確認行為開始
令和元年9月	新認定申請受付開始
令和元年10月	無償化開始